

* 水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

今年も、水俣病被害者の闘いへのご支援をお願いします。

昨年8月以来、発行人の仕事が詰まってしまいチエの話の発行ができませんでした。この間にも水俣病事件をめぐる動きが様々ありました。

日本神経学会見解

前号でも警戒を呼びかけていましたが、日本神経学会の水俣病診断に関わる見解(環境省照会に対する回答)が、水俣病被害者互助会の国賠訴訟(福岡高裁で審理中)に提出されました。

その内容は、国の裁判準備書面を後追いし、人の生体について機械やロボットと全く同じように論じており、現に水俣病患者が抱えている症状に向きあうものではありません。

それもそのはずで、この見解が水俣病像の根拠としたのは、1995年に御用医学者がまとめた「水俣病の医学 病像に関するQ & A」のみです。

この見解に関して、私たちはその作成経緯や、また一般に公開しないのかを日本神経学会に問合せをしていました。

これに対して日本神経学会は2018年10月31日付文書で、経緯は明らかにできない、一般に公開する意志もない、との回答をしてきました。

医学会には、権力におもねることなく、事実のみに真摯に向き合い、その成果を社会に広く還元する責任があるのではないのでしょうか。

にもかかわらず、学会としてまとめた見解さえも公開しないと、一体何なのでしょう？

また、環境省に対しても同様に行政文書の開示請求をしましたが、これも「訴訟に関わる」と不開示になっています。環境省と日本神経学会との醜い癒着が見取れます。

私たちは多くの方々と協力し、現実の水俣病から得られた医学的知見を集めて、この学会見解に対して徹底的な反論をする予定です。

また、環境省の行政文書不開示に対しても不服審査を申し立てています。

闇の中で進む？熊本地裁の審理

昨年は、特に水俣病被害者互助会の水俣病認定義務付け訴訟(以下、互助会行政訴訟)では、裁判の公明性に関して首をかしげたくするような事柄が続きました。

* 経緯・根拠の不明な「特別傍聴席」

傍聴席に環境省職員用の「特別傍聴席」が用意されていた件です。

熊本地裁に出していた公開質問状(前67号に掲載)に対して、昨年9月27日に熊本地裁総務課長の岩下氏から電話がありました。岩下氏の電話は「文書による回答はしない。個別の事件に関する説明はしない、と裁判体が判断した」との回答でした。

私は「裁判官と裁判体は違うのか」と聞き直しましたが、「裁判官一人でない」と返答されたのみで、結局、具体的に誰の要請があって、どのような理由・事情があり、何の法的根拠を持って、誰が判断したのか、全く明らかになりませんでした。

私たちは、根拠や理由も明らかにせず、裁判所が一方の訴訟関係者に対して有利な計らいをすることは、裁判の中立性・独立性が疑われると考えています。

そこで日弁連にも、この事情を解明するよう人権救済の申し立てをしましたが、残念ながらここでも取り上げられませんでした。

この件に関しては、次の一手を思案中です。

* 認定義務付け訴訟の「進行協議」に

環境省職員が潜り込む

裁判は公開法廷で審理されるのが原則ですが、当事者の個人情報に関わるような場合には、当事者以外を閉め出して「進行協議」となることがあります。

しかし互助会行政訴訟では、この進行協議が毎回のように開かれ、本来公開法廷の場で議論

されるべきと思われる事柄も進行協議で議論され、傍聴人からは公開の原則に反するのではないか、という懸念がでていました。

公開の場で議論を進めるよう原告代理人が毎回奮闘していますが、進行協議に持ち込みたい裁判官の態度は露骨です。

ところで水俣病の認定業務は、担当県・市の法定受託事務であり、環境省はこの訴訟に関して直接の当事者ではありません。

現に交渉の場などでは、環境省職員は認定業務は各県・市の判断であるとして、個々個別の訴訟に関しては議論しようとはせず、一般的・抽象論に逃げ込み、私たちの問いかけをはぐらかし続けてきました。

ところが互助会行政訴訟では、原告や原告代理人には無断で、環境省特殊疾病対策室職員が進行協議に加わり、国側代理人に助言や指示を与えていたことが明らかになりました。

原告代理人はこの事態に驚き、裁判所と環境省・被告代理人に抗議をするとともに、被告代理人以外が進行協議に加わる場合には、その都度、原告代理人の了承を確認するよう要望しました。(別紙)

水俣病認定申請者に取下を誘導する熊本県

濃厚汚染時期に不知火海沿岸で育ち、進学や就職で水俣を離れて関東で暮らしてきた人も大勢います。水俣病に関する情報から遮断されながら、今までは自力で生きてきましたが、いよいよ症状が悪化してきたため、水俣病の認定申請によりやく踏み切った人も出てきています。

こうした申請者に対して、昨年、熊本県が突然に疫学調査を4日後に行くと連絡してきた上、調査当日には医師の同席を拒否し、あまつさえ都合が悪いと連絡した他の申請者に対しては、認定取下書を送ると恫喝していた(水俣病審査課・大塚氏)ことが判明しました。

水俣病事件に限らず公害や薬害事件で、行政が被害者と支援者・協力者を引き離そうとする

ときには、彼らはろくなことをしません。

私たちは、蒲島熊本県知事と大塚氏に対して別紙の抗議文を郵送しました。今後も熊本県の動きを厳しく追っていきたいと思います。

証人尋問が目白押しの福岡高裁

水俣病被害者互助会は、熊本地裁での水俣病認定義務付け訴訟とともに、国賠訴訟控訴審を福岡高裁(1005法廷)で闘っています。

今年は下記のように大変な勢いで証人尋問が続き、大きな山場を迎えます。

以下「午後」とは:13:15~16:30、「終日」とは10:00~16:30になります。

(敬称略)

03/08 午後 原告側:坂本フジエ、佐藤巽

昭和30年代の水俣の生活状況についての証言

03/18 終日 原告側:原告本人3人

05/24 終日 原告側:三浦洋(阪南中央病院)

06/07 終日 原告側:村田三郎(阪南中央病院)

06/14 終日 原告側:三浦洋

06/28 終日 原告側:村田三郎

07/19 終日 被告側:山本悌司(総合南東北病院)

07/29 終日 原告側:原告本人3人

被告側:松浦英治(鹿児島大学大学院)

故倉本チズさんの水俣病認定義務付け訴訟

水俣病被害者互助会の両訴訟の原告でもある倉本ユキ海さんが、母親の故チズさんの水俣病認定を求めて、昨年12月19日に熊本地裁に提訴をしました。

代理人を立てない本人訴訟です。

溝口訴訟弁護団東京事務局は、訴訟だけでなく様々な活動とも協力・連帯して、2013年に最高裁判決で勝ち取った成果を実現化する活動を続けていきます。

今後も、多くの方々のご支援をお願いします。

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵振口座:00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴村多賀志方 FAX:048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/>(リンクフリー)

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、

「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね